

(公社)広島県栄養士会奨学金要領

第1条 この要領は、(公社)広島県栄養士会会員(以下「会員」という。)を対象に奨学金を給付することで研修等の受講に繋げるため、必要な事項を定めるものとする。

(給付の目的)

第2条 この奨学金は、原則広島県栄養ケア・ステーション事業への従事を希望する会員を対象として必要な研修等を受けるための経済的な支援を行うことを目的とする。

(給付対象等)

第3条 給付対象者は、次の要件に該当する者とする。

- (1) 会員であり、申請時当該年度会費を納入済みであること。
- (2) 原則栄養ケア・ステーション連絡会に参加していること。
- (3) 給付金は広島県栄養ケア・ステーション事業への従事を目的として使用すること。
- (4) 給付は一度限りとする。

(給付額)

第4条 給付額は給付対象者1人につき2万5千円とする。

(給付申請方法)

第5条 給付希望者は(公社)広島県栄養士会奨学金給付申請書(様式第1号)に必要事項を記入して給付希望年度の6月末日までに広島県栄養士会事務所に提出する。

(給付決定及び給付方法)

第6条 会長は、申請書を審査の上給付を決定し、申請者が指定した口座への振込により給付金を給付する。なお、給付の決定は、申請者が指定した口座に振り込みが完了したことで決定とする。5

(対象事業)

第7条 広島県栄養ケア・ステーション事業に従事するために必要とされる知識及び技術等の習得を目的とした研修会及び演習等を対象とする。関連の資格取得を目的とした研修会や試験受験も含む。

(対象期間及び報告等)

第8条 対象期間は給付決定年度と翌年度の2年間とする。有効期間終了年度の2月末日までに(公社)広島県栄養士会奨学金使用結果報告書(様式第2号)に必要事項を記入し、領収書とともに残金があれば添えて広島県栄養士会に提出する。(2月末日必着)

(雑則)

附 則

この要領は令和5年4月29日から施行する。

(公社)広島県栄養士会奨学金給付申請書

年 月 日

(公社)広島県栄養士会
会 長 様

申請者 氏 名 :
住 所 :〒

会員番号 :
連絡先 :携帯

(公社) 広島県栄養士会奨学金交付要領第 5 条の規定により、奨学金の給付を申請致します。

【振込口座】

金融機関名（支店名等まで）	（ ）本店・支店等
種 類	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 （ フ リ ガ ナ ）	フリガナ （ ）

※振込口座の名義人と申請・受給者は一致すること

※通帳のコピーを添付すること

様式第 2 号

(公社)広島県栄養士会奨学金使用結果報告書

年 月 日

(公社)広島県栄養士会
会 長 様

受給者 氏 名 :
住 所 :

会員番号 :
連絡先 : 携帯

(公社) 広島県栄養士会奨学金交付要領第 8 条の規定により、奨学金の使用結果を報告致します。

研修会等事業名	主催者	開催日時	受講費用	
使用合計金額	円			
	返却金	有 円	無	

※2 月末日必着
※領収書を添付すること（領収書の無いものは認められない。）

領収書添付用紙